

第2章 情報の収集および報告に関する資料

資料2-2-1 被害の認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷
軽傷		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊、全焼 又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

分類	用語	被害程度の判定基準	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、市立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	被害の程度	非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたものとする。	
その他の被害	田	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項および第6項に規定する施設とする。	
	砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。		
地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。		

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気	電気施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
報告上の注意	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
り災世帯・り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
火災	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

分類	用語	被害程度の判定基準
被害金額	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 2 2 - 2 被害状況報告の様式

1号様式

() 受信者氏名 <hr/>	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村	
	報告者名	

災害名 (第 報)

災害の状況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死亡者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

市 町 村			区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報 (月 日 時現在)	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
				畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
			そ の 他	文 教 施 設		箇所		
				病 院		箇所		
				道 路		箇所		
				橋 り よ う		箇所		
				河 川		箇所		
				港 湾		箇所		
				砂 防		箇所		
				清 掃 施 設		箇所		
				崖 く ず れ		箇所		
				鉄 道 不 通		箇所		
				被 害 船 舶		隻		
				水 道		戸		
				電 話		回線		
			電 気		戸			
			ガ ス		戸			
			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
			農 地 ・ 農 業 用 施 設		箇所			
			り 災 世 帯 数		世帯			
			り 災 者 数		人			
			火災 発生	建 物		件		
				危 険 物		件		
				そ の 他		件		
非住 家	公共建物		棟					
	そ の 他		棟					

区 分		被 害	備 考	
公立文教施設	千円		1. 災害発生場所	
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小 計		千円	2. 災害発生年月日	
そ の 他	農産被害	千円	3. 災害の種類概況	
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
			4. 消防機関の活動状況	
	その他被害	千円	5. 避難の勧告、指示の状況	
被害総額		千円		
市 町 村 災 害 対 策 本 部	名称			
	設置			年 月 日 時 分
	解散			年 月 日 時 分
消防職員出動延人数			6. その他	
消防団員出動延人数				

(注) 即報にあつては被害額を省略することができる。

市町村名

区 分		災害名							計
		発 生 年 月 日							
人 的 被 害	死 亡 者		人						
	行 方 不 明 者		人						
	負 傷 者	重 傷		人					
		軽 傷		人					
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部 破 損		棟						
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
床 下 浸 水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公 共 建 物		棟						
	そ の 他		棟						
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没		ha					
		冠 水		ha					
	畑	流 失 ・ 埋 没		ha					
		冠 水		ha					
	学 校		箇所						
	病 院		箇所						
	道 路		箇所						
	橋 り よ う		箇所						
	河 川		箇所						
	港 湾		箇所						
	砂 防		箇所						
	水 道		箇所						
	清 掃 施 設		箇所						

市町村名

区 分	災 害 名								計
	発 生 年 月 日								
そ の 他	崖 ぐ ず れ	箇所							
	鉄 道 不 通	箇所							
	船 舶 被 害	隻							
	水 道 被 害	戸							
	通 信 被 害	回線							
	電 気 被 害	戸							
	ガ ス 被 害	戸							
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所							
り 災 世 帯 数	帯								
り 災 者 数	人								
公 立 文 教 施 設	千円								
農 林 水 産 施 設	千円								
公 共 土 木 施 設	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千円								
小 計	千円								
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体								
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	住 家 被 害	千円							
	非 住 家 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
被 害 総 額	千円								
市町村災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									